

## 当社元社員等に対する損害賠償請求につきまして

今春、当社元社員が、不当に懲戒解雇されたとして東京地方裁判所に仮処分を申し立てたとの一連の報道がありました。

すでにお知らせいたしました通り、本件申し立ては6月12日に当該元社員がこれを取り下げたことにより手続きが終了いたしておりますが、当社といたしましては、懲戒解雇の理由として、二重就業のみならず背任行為に該当する事実があったものと考えております。

したがいまして、本日、当該元社員等に対して損害賠償を求める訴状を東京地方裁判所に提出いたしましたのでお知らせいたします。

2018年9月14日  
株式会社パルコ